

# 鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会

発行者 鹿児島市新屋敷町16の16

編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622

URL <http://www.kakikyo.or.jp>

印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2015年(平成27年) August 8月号

## 平成27年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました



伊作太鼓踊り（県指定文化財：毎年8月に開催）【日置市】【写真提供者：村山 隆 氏】

### 目次 CONTENTS

さくらじま	1
平成27年度鹿児島労働安全衛生大会が開催されました	2～3
平成27年度厚生労働大臣、鹿児島労働局長表彰について	3
平成27年上半年一般労働条件に係る労働相談状況について	4
平成27年死亡災害事例（平成27年6月末）について	4
災害に学ぶ～有資格者で安全作業を～	5
働き方・休み方改善コンサルタント活用のご案内	6
平成27年度両立支援等助成金の概要について	6～7
高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）	8
平成27年業種別死傷災害発生状況（6月末）	8
建設労働者確保育成助成金制度の一部改正について （お知らせ）	9～10
第29回（平成27年度） 全国作業環境測定・評価推進運動実施要綱	11
ビジネスセミナー「労働塾」 ～労働時間管理と賃金 その設計と実務対応～	12～13
ゼロ災運動KYTトレーナー研修会のご案内	14～15
平成27年9月の講習、出張講習開催のご案内	16

### さくらじま

20年以上前に、東京の会社（本社）から、地方にある別の会社に4年間出向したことがある。赴任した時の印象は、街に特徴がない、商店街に活気がないことであったが、皮肉なことに、後半の2年は、地域づくりや商店街振興の仕事を担当することとなった。会社トップは大変迫力のある方で、上司ともども、「役人は結果がすべてだ」、「無から有を生じさせるのが仕事だ」と無茶な話を受けながらも、有意義に過ごした。

鹿児島市については、昨年から初めて住んでいるが、商店街の魅力を楽しんだり、豊かな歴史・文化資源など日々新たな発見という具合となっている。先日、学生時代から交流が

あり、最近は年に2～3回会って毎回3軒程度飲み歩いている友人から、秋に東京から遊びに来たいとの話があった。飲み屋、観光には妥協を許さない大変マニアックな人で、飲み屋については「吉田類の酒場放浪記」紹介の店も候補にあがるか、市内観光については西郷さん関係と「篤姫」ロケ地くらいでと思っているが、想定外のことが出てくるのではないかと、今から若干の心配もしながら楽しみとしている。

私の仕事関係では、地方創生が話題になっている中、各地に魅力的な地域資源が数多くある本県で、我が社としてきちんと役割を果たしている、「天にも人にも恥じない」ような仕事をしていると、友人に言えるようしたいと考えているところである。

# 平成27年度 鹿児島労働安全衛生大会が開催されました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

本年度の鹿児島労働安全衛生大会は、7月1日（水）、宝山ホールにおいて鹿児島労働局主唱のもと、県内の各労働災害防止団体等が主催し、鹿児島県、鹿児島市、南日本新聞社の後援を頂き開催しました。

大会には、県内事業場の事業者、労務・安全衛生担当者、行政機関等から約610人が参加しました。

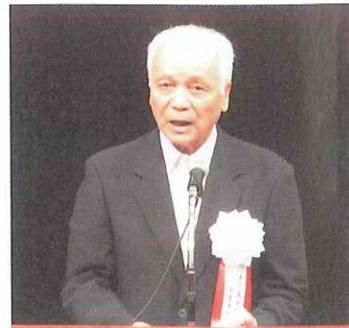


岩崎修鹿児島労働局長挨拶

この後、大会会長の本会諏訪健作会長が、主催者を代表して、労働災害防止計画の達成に向けて、一層の取り組みとリスクアセスメントや労働安全衛生マネジ

メントシステムの導入・定着など労働災害の撲滅に向けた対策の徹底と見直しをお願いしたいと挨拶を行いました。

続いて、岩崎労働局長から労働災害の防止を願う挨拶があり、また、来賓としてお越し頂いた鹿児島県知事、鹿児島市長、県経営者協会会长、日本労働組合総連合会会



諏訪健作大会会長挨拶



講演中の高岡茂理事長



大会風景

長より、本大会に寄せてご祝辞を頂きました。

休憩の後、アーバンウェルネスクラブ エルグの指導員によるストレッチ体操を全員参加で行いました。

第2部では、医療法人聖心会かごしま高岡病院理事長の高岡茂様による、「メンタルヘルスのための職場環境整備～明るくあたたかい職場づくり～」と、いちき串木野市役所観光交流課主任の奥ノ園陽介様による、「薩摩藩英國留学生が築いた日本の黎明～渡欧150周年～」の特別講演が行われました。

参加者は、いずれの講演も最後まで熱心に傾聴され、メンタルヘルス対策等について職場での取り組みに生かしていきたいと抱負を聞くことができました。



講演中の奥ノ園陽介主任

最後に、明日からの職場の安全と働く人々の健康の保持増進を誓うための、大会宣言が力強く読み上げられました。大会宣言は、満場一致で採択され、無事、盛会裏に大会を終了することができました。



全員参加のもとエルグ指導員によるストレッチ体操

## 平成27年度 厚生労働大臣表彰伝達・鹿児島労働局長表彰

### 厚生労働大臣表彰

#### 【奨励賞】

志布志石油備蓄株式会社

志布志事業所（肝属郡東串良町）



### 鹿児島労働局長表彰

#### 【優良賞】

日本地下石油備蓄株式会社

串木野事業所（いちき串木野市）

#### 【奨励賞】

野村建設工業株式会社（阿久根市）

大口酒造株式会社（伊佐市）

喜びの受賞者の皆さん

## 平成27年上半年 相談状況について

鹿児島労働局監督課

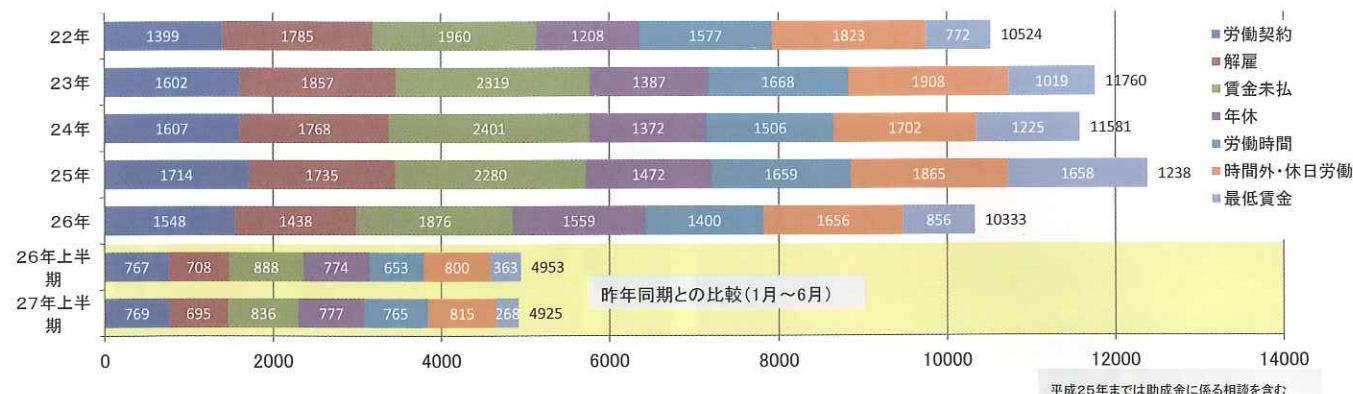
鹿児島労働局及び県下の労働基準監督署において、平成27年上半年の一般労働条件に係る労働相談件数は、4,925件で、昨年上半期と比較すると28件（0.6%）減少しました。

昨年と比較すると、解雇や賃金未払等に係る相談が減少するなか、労働時間、時間外・休日労働に係る相談は増加傾向にあります。

一般労働条件に係る相談件数は減少したとはいえ、労働契約、解雇、賃金未払、年次有給休暇、時間外・休日労働、最低賃金といった労務管理の根幹をなす相談が後を絶たない状況にあり、労働基準法の遵守はもちろんのこと、労働時間の適正な把握、賃金不払残業の解消、過重労働の撲滅など一般労働条件の確保改善をお願いします。

労働相談は、一般労働条件のほか職場の安全・衛生、労災保険等の相談もお受けしております。労務管理上の疑問等がありましたら、お近くの労働基準監督署や鹿児島労働局労働基準部各課・室までお気軽にご相談下さい。また、インターネットでは厚生労働省専用サイト「確かめよう 労働条件」、当局ホームページ内には「よくあるご質問」コーナー等がありますのでご利用ください。

鹿児島労働局管内の一般労働条件に係る労働相談件数



## 平成27年 死亡災害事例（平成27年6月末日現在）

鹿児島労働局

番号	発生年月	業種	被災時の職種	性別	年齢	事故の型	起因物	災害の概況（速報による）
1	平成27年1月	土木工事業	作業員	男	67	激突され	立木等	道路改築工事現場の皆伐作業において、チェンソーを用いて杉（胸高直径31cm、樹高19.2m）の伐木を行っていたところ、当該伐木が近傍で別の杉の玉切り作業を行っていた被災者の背面に激突したもの。
2	平成27年2月	非鉄金属製造業	鋳物工	男	26	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	労働者4名が鋳型ラインのジャケットウェート移載装置の爪開閉センサーの調整作業中、被災者が同僚Aに爪の開閉と爪フレームの上下操作を指示したところ、爪フレームが上昇し、被災者が上昇した爪フレームと当該機械の上部フレームの間に挟まれ、頭蓋骨骨折及び頸椎骨折により死亡したもの。
3	平成27年2月	水産業	餌製造工	男	20	はさまれ・巻き込まれ	混合器・粉碎器	養殖カンパチのえさの原料（鰯等を30cm×60cm×10cmに氷漬けしたもの）を碎くクラッシャーの作業台に乗り、原料を投入していた被災者が、クラッシャーの回転刃に巻き込まれたもの。
4	平成27年4月	木材伐出業	伐木造材作業員	男	57	激突され	立木等	伐木作業中、労働者がチェーンソーで切り倒した杉（高さ約21m、胸高直径約33cm）が想定と異なる方向に倒れ、別の立木の伐木作業をしていた被災者に当たり、被災者がその杉の下敷きとなり被災したもの。
5	平成27年5月	新聞販売業	新聞配達員	男	67	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	被災者がバイクで新聞配達を行っていたところ、信号機の無い交差点で相手方自動車と出会い頭に衝突したため電柱に頭部を強打し、死亡したものです。
6	平成27年5月	土木工事業	工程管理員	男	63	はさまれ・巻き込まれ	その他の一般動力機械	道路舗装工事現場において、被災者が路肩のはづり状況を写真撮影していたところ、バックしてきたロードスイマーに轢かれ、被災したものです。
7	平成27年6月	道路貨物運送業	貨物自動車運転者	男	23	墜落・転落	フォークリフト	被災者がフォークリフトを運転して、トレーラーから卸すにあたり、トレーラーに取り付けられた道板付近で脱輪し、フォークリフトが進行方向の左側に倒れ、共に転落した被災者の首付近がフォークリフトのヘッドガード付近の下敷きとなり被災したものです。

## 災害に学ぶ

### 「有資格者で安全作業を」

鹿児島労働局健康安全課

#### 1. はじめに

建設現場等でトラックに積載されたクレーンで荷を積み降ろしているところを見かけることがあると思います。

トラックに積載されたクレーンは、どこへでも移動でき、人が抱えられない重い荷も簡単に積み降ろしできる便利な機械です。

反面、取扱いが簡単なために、必要な資格を有していない者が操作したことによる災害も発生しています。

また、クレーン等のフックに荷を掛けたり、外したりする玉掛け作業についても、資格を有していない者が行った災害が発生しています。

今回は、無資格者による作業において発生した災害事例を紹介します。

#### 2. 災害の概要

個人で廃品回収業を行っているAに、建設工事業者から撤去したガードレール及び支柱の処理依頼があった。

Aは以前より仕事を手伝ってもらっていたBに、ガードレールの回収の手伝いを頼んでAの所有する車両積載型トラッククレーン（つり上げ荷重2.93トン。以下、「移動式クレーン」という。）にAが、トラック（積載荷重2トン）にBが分乗してガードレール等を受取りに出かけた。

現場に着くと2人は、打ち合わせもせずガードレール等の積み込みを始めた。

最初にガードレールの支柱を移動式クレーンの荷台に積み込んだ。

次に、ガードレール（長さ4.35メートル、幅0.35メートル、重量30キログラム）を10枚程度の束にしたもの3つあり、これをトラックに積み込むことにした。

トラックの荷台の長さが3.4メートルであったことから、トラックの荷台前方の鳥居（下図参照）に立て掛けで載せることとした。

このトラックの鳥居の両側には、荷の横滑りを防止する爪はなかった。

移動式クレーンを使用したトラックへの積み込みは、Bの方が慣れていたのでBの作業指示で作業は行われた。

Aが移動式クレーンを操作してBが玉掛けを行った。

ガードレールの束は10枚程度を重ねているのみで、鉄線等で結束はされていなかった。

ガードレールの束の玉掛け・玉外しは、ガードレールの束の中央部分に直径9ミリメートル、長さ3メートルの玉掛け用ワイヤーラープで1本つりして行った。

移動式クレーンのアウトリガー（荷をつった時に転倒しないよう張り出す支柱）は両側とも最大に張り出していた。

作業半径は5.3メートル、ブームの起伏角度は30度で定格荷重は380キログラムであった。

移動式クレーンの巻過ぎを防止するための装置、フックの外れ止め装置は欠損していた。

3つ目のガードレールの束はガードレールが13枚で重量は390キログラムであった。

ガードレールの束は2つを横に並べ3つ目の束は鳥居の幅が狭いため、半分が2つ目の束に乗り上げるような状態で置いた。

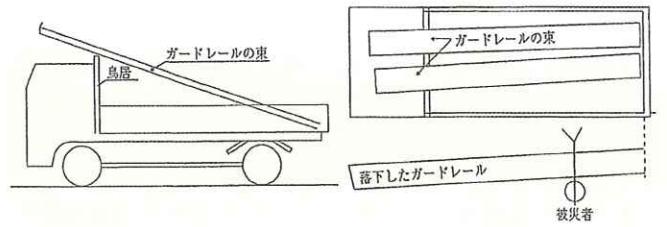
Aは3つ目のガードレールの束をトラックの荷台に載せ終わったのを確認した後、クレーンのブームを格納する操作を行っていた。

そのとき、AはBの叫び声が聞こえたため駆けつけると、ガードレールの3つ目の束が荷崩れしてトラックの荷台下に仰向けに倒れているBの上に載った状態であった。

Aが救急車を要請してBは病院へ搬送されたが死亡した。

移動式クレーンを操作したAは移動式クレーン運転特別教育は受けていたが、つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの運転資格（技能講習修了証）は有していないかった。

また、Bは玉掛けに必要な資格（技能講習修了証）を有していないかった。



側面

平面

#### 3. 災害の原因

ガードレールの束が結束されていなかったこと。

ガードレールの束を重ねて置いたために崩れ易くなっていたこと。

トラックの鳥居に荷の滑動を防止するための爪がなかったこと。

移動式クレーンを操作したAと玉掛けをしたBが法定の必要な資格を有していないかったこと。

作業計画を検討せず作業を行ったこと。

#### 4. 災害防止対策

長尺の荷の束は鉄線等で結束すること。

長尺の荷をトラックの鳥居に立て掛けで載せるときは、荷崩れしないような置き方とすること。

長尺の荷を立て掛けでトラックに積む場合は、滑動防止の爪のある鳥居付きのトラックを使用すること。

移動式クレーンの運転、玉掛け・玉外しは法定の資格を有する者が行うこと。

移動式クレーンを用いてのトラックへの荷の積み込みは、安全に作業できるよう作業計画を事前に策定し、計画に基づき作業すること。

#### 5. 終わりに

今回の災害は、移動式クレーンを使用したトラックへの荷の積み込み方法の不備と、移動式クレーンの運転及び玉掛けの資格がなかったために移動式クレーンを使った荷の積み込み作業に対する十分な知識がないまま作業を行ったことにより発生した災害です。

移動式クレーンを使った荷の積み降ろし作業については、作業方法を事前に検討し、安全な方法で作業するとともに必ず有資格者による作業をお願いします。

## 働き方・休み方改善 コンサルタント活用のご案内

鹿児島労働局監督課

職場の労働時間等の設定でお困りのことはありませんか？  
働き方・休み方改善コンサルタントがお手伝いします。

鹿児島労働局では、事業主や労務担当者からの労働時間を中心とした各種相談に応じて、アドバイスや指導を行う「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。

「働き方・休み方改善コンサルタント」は、特に、長時間労働の現状にある職場において「働き方」の改善に加え、休日や休暇をより労働者の生活ニーズに適合したものに改善していく「休み方」に重点を置き、「働き方」と「休み方」の総合的な改善に積極的・効果的に取り組まれる事業主を支援いたします。

ご相談の内容については、社会保険労務士の資格を持った働き方・休み方改善コンサルタントが対応します。ご相談への対応は、コンサルタントが事業場を訪問して行なうことができます（申込が必要です。）。

また、労務管理に関するワークショップを計画されている企業・団体への講師派遣も行っています。



### ご相談例

- ・時間外労働休日労働の労使協定を結ぶ際に注意することは？
- ・過重労働を防止するため具体的に取り組むべきことを知りたい。
- ・変形労働時間制をとる場合の注意点は何ですか。
- ・時間単位で取得できる年次有給休暇制度を設けたい。

- ・年次有給休暇の計画的付与制度について教えてもらいたい。
- ・当社の従業員に合った休暇制度の在り方を検討したい。
- ・働く意欲を高めるためにはどのような取り組みをすべきか？
- ・「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）を実現するには？
- ・労働時間設定改善に取り組む場合の助成金制度はありますか？

働き方・休み方改善コンサルタントによるアドバイスや資料提供を希望される方は、下記あてにお問い合わせください。

ご利用は全て無料です。

お問合せ先 鹿児島労働局労働基準部監督課

所在地：鹿児島市山下町13-21 電話：099-223-8277 FAX：099-223-0575

## 平成27年度両立支援等助成金の概要

鹿児島労働局雇用均等室

### 中小企業両立支援助成金

#### ①代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。

対象育児休業取得者 1人当たり	30万円
対象育児休業取得者が 期間雇用者である場合	10万円加算

※1企業当たり5年間、1年度延べ10人まで

#### ②期間雇用者継続就業支援コース

期間雇用者と正社員が同等の要件で利用できる育児休業制度、育児短時間勤務制度を就業規則等に規定し、期間雇用者の育児休業取得者を原職又は原職等に復帰させ、6カ月以上継続して雇用した中小企業事業主に支給します。

（※育児休業を終了した期間雇用者が平成25年4月1日以後平成28年3月31日までに出た事業主が対象となります。）

#### ③育休復帰支援プランコース

育児休業取得及び職場復帰を円滑にするため、育休復帰支援プランを作成及び同プランに基づく措置を実施し、育児休業を取得した労働者を育児休業後継続して雇用した中小企業事業主に支給します。

（※職場復帰時は、育休取得時と同一の対象育児休業取得者である場合に支給対象となります）

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円
期間雇用者の育児休業取得者が正社員として復職した場合	1人目10万円加算 2~5人目5万円加算

※1企業当たり延べ5人まで

	支給額
育休取得時	30万円
職場復帰時	30万円

※1企業当たり、それぞれ延べ1人

## 子育て期短時間勤務支援助成金（経過措置）

少なくとも小学校就学前の子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用者が生じた場合、事業主に支給します。

企業規模	1人目	2人目以降※
中小企業事業主	40万円	15万円
上記以外の事業主	30万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで（中小企業事業主は5人まで）

平成27年4月9日までに育児のための短時間勤務制度を開始し、その後短時間勤務を6か月以上利用後、その翌日から雇用保険被保険者として1か月以上継続雇用された日が平成27年12月31日までの労働者がいる場合経過措置として支給します。

子育て期短時間勤務支援助成金は経過措置終了後廃止となります。有期契約労働者等を短時間正社員に転換する場合は、キャリアアップ助成金の「多様な正社員コース」の支給対象となります。

## ポジティブ・アクション能力アップ助成金

女性の活躍促進についての数値目標を設定し、数値目標を平成27年3月31日までに所定のサイトに掲載し、一定の研修プログラムの実施により、目標を達成した事業主に支給します。

大企業 15万円、中小企業 30万円

※1企業1回限り

女性活躍推進法が成立した場合は、一部内容を拡充して「ポジティブ・アクション加速化助成金」（仮称）を創設する予定です。

## 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成します。

	助成率など		助成率など
①設置費	大企業 3分の1 中小企業 3分の2	②増築費	大企業 3分の1 中小企業 2分の1
③運営費	低い いづ 方 れ の 額	現員1人当たり年額34万円（中小45万円）×現員 (体調不良児対応型の場合は、年額165万円を加算)  (運営に要した費用) - {施設定員（最大10人）×運営月数 ×月額1万円（中小5,000円）}により算出した額	

※2回（1年目と3年目）に分けて支給します。

●平成26年12月31日以前に事業所内保育施設の運営を開始した事業主などは、運営費の支給額が上記の金額と異なります。

●詳細はホームページでご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html)

■両立支援等助成金についてのお問い合わせは、

鹿児島労働局雇用均等室 鹿児島市西千石町1-1 ☎099-222-8446

## 高校生の応募前職場見学と公正な採用活動について（お願い）

鹿児島労働局職業安定課・訓練受講者支援室

生徒が応募前職場見学を行うことは、職業や職場への理解を深め、自分の目で応募先を選ぶ良い機会であり、事前の理解不足による就職後の早期離職の防止にも資することから、積極的な受け入れをお願いいたします。職場見学の受入れに当たりましては、学事日程に影響がないよう夏休み期間等を活用いただくとともに、特定の高校の生徒だけでなく、できる限り多くの高校生が参加できるようご配慮をお願いします。

応募前職場見学では、採用選考の判断材料の一つとすることや、採用選考と解される行為を行ってはならないことにご留意ください。

実施を希望される場合には、「応募前職場見学予定表（様式16）」を作成し、高卒用求人票とともにハローワークに提出してください。

9月16日からは高校生の採用選考が開始されるところですが、選考の際は、本籍・家族構成・家族の仕事など、本人の適性・能力とは関係のない質問は、就職差別につながる恐れがあります。特に、本人の緊張を和らげようとして、本人の話しやすそうな家族のことについて質問した結果、問題事案になった例もありますので、ご留意ください。

日本国憲法では、「職業選択の自由」を基本的な人権の一つとして保障しています。これを実現するためには、不合理な理由で就職の機会が制限されないこと、「就職の機会均等」が重要になってまいります。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、応募者に広く門戸を広げていただきますとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考により、地元、鹿児島での就職を希望する生徒を一人でも多く採用いただきますようお願い申し上げます。

県内の雇用失業情勢について  
鹿児島労働局職業安定課

【平成27年5月】

県内有効求人倍率 0.88倍（全国45位）  
全国有効求人倍率 1.19倍  
※平成27年4月における県内有効求人倍率0.87倍から0.01ポイント上回り、4カ月連続で上昇する等、緩やかながら改善しています。  
※5月の新規求人件数は11,728人と、9カ月連続で前年同月を上回っていますが、うち正社員求人は4,204人と、全体の約36%の割合にとどまっています。

8/12 UIターンフェア“かごしま”&amp;県内就職合同面接会の参加企業にお願いします。

鹿児島労働局職業対策課

【面接会までに必ず求人の申込みを！】

例年、UIターン希望者や学生等を対象とする、UIターンフェア“かごしま”&県内就職合同面接会（8月12日（水）城山観光ホテルで開催）の参加企業について、ハローワークでの求人の申込みを行っていない場合は、雇用関係助成金（特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）、トライアル雇用奨励金）の支給対象外となります。

また、求職者の中には、再就職手当等を受給するため、ハローワークに申込まれた求人への応募が必要となる場合がありますので、参加企業は、必ず、面接会までに事業所を所管するハローワークで求人の申込みを行いうようお願いします。

その他、詳細は県内各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712）へお問い合わせください。

## 平成27年 業種別死傷災害発生状況（6月末）

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	651	7	667	11	-16	-4
1 製造業	119	1	133	2	-14	-1
1 食料品製造業	69		79	1	-10	-1
4 木材・木製品製造業	2		10		-8	
9 煙草土石製品製造業	7		7			
11~12 金属製品製造業	8	1	10		-2	1
13~15 機械機具製造業	9		11		-2	
上記以外の製造業	24		16	1	8	-1
2 鉱業	0		2		-2	
3 建設業	107	2	99	3	8	-1
1 土木工事業	32	2	42	1	-10	1
2 建築工事業	63		48	2	15	-2
3 その他の建設業	12		9		3	
4 運輸交通業	88	1	95	3	-7	-2
1 鉄道・航空機業	5		2		3	
2 道路旅客運送業	3		8	1	-5	-1
3 道路貨物運送業	80	1	85	2	-5	-1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	9		6		3	
1 陸上貨物取扱業	4		3		1	
2 港湾運送業	5		3		2	
6 農林業	31	1	39	1	-8	
1 農業	11		20	1	-9	-1
2 林業	20	1	19		1	1
7 営農・水産業	35	1	29		6	1
8 商業	79	1	108		-29	1
1 鉄売業	6		17		-11	
2 小売業	63	1	82		-19	1
3 理美容業	1				1	
4 その他の商業	9		9			
9 金融・広告業	5		4		1	
11 通信業	1		6		-5	
12 教育・研究業	8		7		1	
13 保健衛生業	78		69		9	
1 医療保健業	26		27		-1	
2 社会福祉施設	50		39		11	
3 その他の保健衛生業	2		3		-1	
14 接客娯楽業	40		39	2	1	-2
1 旅館業	9		8		1	
2 飲食店	18		21	2	-3	-2
3 その他の接客娯楽業	13		10		3	
上記以外の事業	51		31		20	
10 映画・演劇業						
15 清掃・貯蔵業	32		16		16	
16 宮公署	2				2	
17 その他の事業	17		15		2	
陸上貨物運送事業(4~3・5~1)	84	1	88	2	-4	-1
第三次産業(8~17)	262	1	264	1	-2	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者は翌月7日締めて集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



建設関係の事業主様

# 「建設労働者確保育成助成金」制度の一部改正のお知らせ

(公社)鹿児島県労働基準協会

平成27年6月25日付け鹿児島労働局職業安定部職業対策課長補佐より、建設労働者確保育成助成金制度の一部改正について周知依頼がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。

既に、当協会が実施する車両系建設機械運転、移動式クレーン、玉掛け技能講習等を労働者が一定の条件のもとで受講した場合、講習等の経費、賃金の一部が助成されていますが、今回の改正では、事前に計画届の提出（10ページ参照）が必要になったことです。

平成27年10月1日以降に開始する技能実習から適用されることになっていますので、ご留意のうえ手続きを進めて頂きますようお知らせ致します。

問い合わせ先 鹿児島労働局職業安定部職業対策課助成金第2係  
電話 099-219-5101

## 改正内容1

### ● 「足場組立等に係る特別教育」を技能実習コースの助成対象としました

平成27年7月1日以降に開始される「足場の組立て等の業務に係る特別教育」を、技能実習コース（経費助成・賃金助成）の助成対象としました。

＜新たに対象となる特別教育＞

区分	特別教育の時間 学科
足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)	6
平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体 または変更の作業に係る業務に就いている方	3

◆7月1日以降に開始する技能実習から適用

## 改正内容2

### ●10月1日以降に開始する技能実習は、事前に計画届の届出が必要です

＜技能実習コース（経費助成・賃金助成）の必要書類＞

種類	現行	平成27年10月1日以降
計画届	届出不要	技能実習を開始する日の原則1ヶ月前までに届出
支給申請書	技能実習を終了した日の翌日から原則2ヶ月以内に提出	技能実習を終了した日の翌日から原則2ヶ月以内に提出

※平成27年4月10日の改正内容です。

◆10月1日以降に開始する技能実習から適用

[例：平成27年10月1日～10月3日の訓練期間で技能実習を実施する場合、原則として、9月1日までに計画届を労働局またはハローワークへの届出が必要です。]

計画届様式（様式第2号（事業主向け）、様式第2号の2（団体向け））は厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.htm](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen-dl.htm)

建設 助成金 様式

検索

## 〔計画届の記入例 (登録教習機関等に委託して行う場合)〕

(建助様式第2号)

建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成・賃金助成))計画届  
[中小建設事業主用]

労働局長 殿

(公共職業安定所長経由)

建設労働者確保育成助成金(技能実習コース(経費助成)／技能実習コース(賃金助成))の計画の届出を行います。

(届出年月日) 平成 年 月 日

## &lt;経費助成&gt;

(注) ①～⑪は必ず記入。登録教習機関等へ委託する場合は⑫⑬及び⑭を記入。事業主自ら実施する場合は⑮～⑯を記入。

① 申 請 者	(フリカナ) 中小建設事業主等の名称	(株) ○○グミ ●●組 代表取締役 建設 実 印 〒000-0001 ●●県●●市1-1-1 (電話 123-456-7890)	② 事 業 内 容	イ 雇用保険適用 事業所番号 1 1 1 1 - 1 1 1 1 1 1 - 1		
	(フリカナ) 代表者の役職名及び氏名			ロ 業 種 土木事業		
	所 在 地			ハ 常用労働者 10人(人)		
	(フリカナ) 代理人又は提出代行者・事務代理者の名称			ニ 資本金・ 出資総額 5,000万円		
	氏 名			ホ 雇用保険料率 1,000分の 16.5		
	所 在 地			ヘ 建設業許可番号 大臣 知事 般-26第×××号		
	担当者の職名及び氏名	イ 職名 労務部長 ロ 氏名 安定 強		ト 雇用管理責任者 の氏名及び員数 雇用 勇 他 0人		
	③ 実施予定日数・期間	3日(平成27年10月1日～平成27年10月3日)				
	④ 実習内容	1:建設工事に直接関連する実習 2:特別教育 3:安全衛生教育 4:教習・技能講習 5:技能検定前講習 6:登録基幹技能者講習 7:技術検定に関する講習 具体的な内容(玉掛け技能講習)		⑨本事業の実施や対象労働者に関して 公共機関からの補助や助成金の有無		
	⑤ 学科時間	⑥ 実技時間		⑦ 受講者数(予定)	⑧ 助成対象者数(予定)	有(名称: )・無
12時間	7時間	5人	5人			
⑩訓練費を受講する労働者からの費用徴収予定の有無	有( )・無( )	⑪その他費用徴収予定の有無	●●教育訓練センター	⑫講習実施機関名(主催者名) ⑬委託費(教材費含む) 100,000円		
⑭費用	(実習場所借上料) 円	(部外指導員謝金) 円	(建設機械借上料) 円	(指導員旅費) 円	(教材・消耗品費) 円	⑮所要費用見込額合計 100,000円
⑯実施場所	学科 学 科 イ 名 称 実技 イ 名 称	イ 所在地 (電話)	ロ 所在地 (電話)	イ 所在地 (電話)		
⑰指導員・担当科目表	氏 名 所属事業所名等	指導員の免許・資格等	担 当 科 目	時 間 数	謝 金 額	指 导 員 旅 費
以下の場合には、技能実習初日の前日までに計画変更届(建助様式第9号)の届出が必要です。 ○③「実施予定日数・期間」、④「実習内容」、⑫「講習実施機関名」に変更が生じた場合 ○⑮「所要費用見込額合計」の金額が届け出た金額を超える場合						
<p>○ 登録教習機関等に委託して実施する場合は、太線枠内の項目を記入してください。</p> <p>○ 賃金助成も利用する場合は⑩欄も記入してください。</p>						

## &lt;賃金助成&gt;

(注) 「経費助成」と併せて「賃金助成」の助成を受けたいときは⑩欄も記入して下さい。

(注) 「賃金助成」のみの助成を受けたいときは①～⑧及び⑫⑯⑰欄を記入してください。

⑯ 技能実習コース (賃金助成)	イ 助成金対象人数 (予定)	5人	ロ 受講期間中に賃 金を支払う日数 (1日3時間以上 受講する日に限る)	3日	予定額 (イ×ロ×8,000円)	120,000円
---------------------	-------------------	----	---	----	---------------------	----------

# 第29回（平成27年度） 全国作業環境測定・評価推進運動実施要綱

公益社団法人 日本作業環境測定協会

**1 趣旨**

- (1) 近年、事業場に新たな機械設備・原材料、化学物質等が早いテンポで導入され、働く方々の作業環境における危険・有害要因が複雑化、多様化しており、これらにかかるリスク管理のタイムリーな対応が求められています。
- (2) 労働安全衛生法においても、事業者による自律的なリスク評価、リスク管理を推進する趣旨で平成18年に化学物質その他の危険・有害性等の調査の実施が事業者の努力義務として導入されました。今年度はさらに進んで、同法が改正され、640余の化学物質については、事業者に一定の手法によるリスク評価の実施が義務付けられ、平成28年の施行が予定されています。
- (3) 職場における有害因子の存在状況を科学的・客観的な手法を用いて定量的に把握し、作業環境が働く方々に問題のないものであるか否かを判定する「作業環境測定」及び「測定結果の評価」は、化学物質等を製造しました取り扱う職場を中心に、この「リスク評価、リスク管理」のための中核的手法となっています。

有害な化学物質等を取り扱う事業者は、それらが法令により作業環境測定が義務付けられている場合は言うまでもなく、作業環境測定の義務付けがなされていない化学物質等についても、その化学物質等の扱い作業の態様や使用量、使用頻度等を勘案して、事業者の判断により自主的に作業環境測定及びその結果の評価を行い、リスクの程度を明らかにすることが望まれます。

近年、全国的な問題となった印刷業における胆管がんの発生は、事業者による自律的リスク管理の重要性を端的に示すものとなりました。

- (4) 「公益社団法人日本作業環境測定協会」は、「作業環境測定及びその結果の評価」の適切な実施を推進し、その結果を作業環境の改善につなげることが、働く方々の健康障害を防止し、快適な職場の実現を図る最も基本的で重要な第一歩であることから、これについて事業主を始め事業場関係者の皆様の認識を深めていただくため、厚生労働省の後援を頂き昭和62年から毎年、「全国作業環境測定・評価推進運動」を行って参りました。
- (5) その第29回を迎える本年度は、事業者による自律的安全衛生管理の流れのなかで、未だに法令に定める作業環境測定が履行されていない現実があることにも十分に留意し、行政及び関係者との連携のもとに、本部及び支部・分会並びに個々の作業環境測定士及び作業環境測定機関が先頭に立って①法令で作業環境測定の実施が義務づけられている作業場における作業環境測定の確実な実施②作業環境測定の法的義務がない場合においても事業者の判断により自律的リスク管理の観点から積極的に作業環境測定を行うこと及び③国立大学法人及び私立大学等における作業環境管理の重要性の理解と実践、及び④適正な作業環境測定サービスの提供のための基盤整備、に力点を置いて展開いたします。

**2 実施期間**

平成27年9月1日から9月30日

なお、平成27年6月1日から8月31日までを準備期間とします。

**3 推進運動の標語**

測定・評価でリスクの確認、対策実施で安心職場

**4 主催者**

公益社団法人日本作業環境測定協会本部および全国13支部（北海道・東北・北関東・京葉・神奈川・北信越・東海・京滋・大阪・兵庫・中国・四国・九州の各支部）

**5 後援**

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

**6 協賛**

一般社団法人日本鉄鋼連盟、一般社団法人日本化学工業協会、公益社団法人日本保安用品協会、日本労働衛生工学会

**7 實施者**

全国の事業場、作業環境測定機関

(公社) 日本作業環境測定協会 九州支部 鹿児島分会会員の作業環境測定機関名

(公社) 鹿児島県労働基準協会 ヘルスサポートセンター鹿児島 電話 099-267-6240

(株) 鹿児島環境測定分析センター 電話 099-201-4177

(株) 小溝技術サービス 電話 099-256-0151

作業環境測定事業所 電話 099-267-1608

## ビジネスセミナー「労働塾」

# 労働時間管理と賃金 その設計と実務対応

☆特別解説として「労働基準法等改正の動向とその影響」☆



2015年  
**8/27木 AM10:00~PM4:30**

**会場：天文館ビジョンホール**

鹿児島市東千石町13番3号 Tel 099-292-8500／市電、市バス天文館停留所より徒歩1分

講師

弁護士 浅井 隆 氏  
(第一芙蓉法律事務所)

日本では、労働時間=賃金支払という法制度になっていることから、労働時間管理は、無駄な賃金の支払を回避する上で重要です。加えて、社員間で賃金があまり変わらなければ、仕事の出来る社員より、多くの残業をした仕事の出来ない社員の方が賃金が多くなることは、実質的に不公平になります。同じ労働時間でも、態度が悪かったり、サボる社員にそのまま賃金を支払うのも、同じ問題になります。

他方で、労働時間=賃金支払は、今度の労働法改正等でどのように変わるのかの動きを解説し、改正の対象になっていなければ、上記の問題が出来るだけ発生しないよう、労務管理で対応する必要があります。まずは就業規則、賃金規程といった制度設計面で、次に運用上の管理による対応です。

企業の多くは、社員の管理を、上記の問題意識を持ちながらも、どうやっていいかよく分からない状況でした。

しかし、それはもったいないです。

今回のセミナーのテーマは、今度の労働法の改正を契機に、各企業が自身の社員に対する労働時間・休暇等の労働の枠組につき、戦略的に対応するための具体的方法を解説します。

### ( 講 座 内 容 )

#### ☆特別解説☆ 労働基準法等改正の動向とその影響

- 1.長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等
- 2.多様で柔軟な働き方の実現
- 3.その他、改正派遣法成立とその影響

#### 第1 労働時間等の設計編

- 1.労働時間管理と賃金設計
  - (1)労働時間の設計と適用
  - (2)設計した労働時間の運用
  - (3)休憩時間の設計、法定外休憩の使い方
  - (4)管理監督者と非管理監督者の区別・線引きと賃金設計の工夫
- 2.休日管理と賃金設計
  - (1)休日の設計、運用における特定の仕方
  - (2)法定休日と法定外休日の区別と休日出勤に対する賃金設計
- 3.休暇管理と賃金設計
  - (1)年次有給休暇における法定年休とそれを上回る年休の区別と賃金
  - (2)特別休暇（有給、無給）制度の設計、整理
  - (3)運用上の留意点
- 4.年俸制の設計と運用
  - (1)残業時間対応
  - (2)年俸額の変動（変更）の仕方
- 5.賞与の設計と運用
  - (1)賞与の設計
  - (2)運用上の留意点

#### 第2 実務編

- 1.労働時間・残業の管理の仕方
  - (1)ダラダラ残業への対応
  - (2)勝手な残業
  - (3)年俸制の社員の残業代対応
- 2.欠勤と休暇の管理
  - (1)有給休暇の取得時期
  - (2)退職者の有給休暇の取扱い
  - (3)頻繁な病欠への対応
- 3.問題行動する社員への対応
  - (1)態度が悪い社員への対応
  - (2)さぼる社員への対応
  - (3)ウソをつく社員への対応
  - (4)病気の疑い
  - (5)上司・同僚への暴言
- 4.セクハラ・パワハラ対応
  - (1)部下の女性への食事等の誘い
  - (2)上司からパワハラを受けうつ病になったと言わされた際の対応
- 5.人事権者としての責務
  - (1)能力不足社員の解雇
  - (2)賞与・給与の減額
  - (3)配転・出向拒否への対応
- 6.有期労働者への雇止めの仕方

受講料：一般 19,440円（テキスト・昼食・お飲物・消費税込）

「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様：14,040円

「建設労務安全」購読者様およびビジネススクール会員様：16,200円

※ビジネススクール個人会員様は1名様のみの割引、法人会員様は、3名様まで割引価格を適用させていただきます。

主催：株式会社労働調査会九州支社  
共催：一般社団法人日本労務研究会  
後援：鹿児島県社会保険労務士会

## 【講師紹介】 浅井 隆（あさい たかし）弁護士

1983年 慶應義塾大学法学部卒業  
1990年 弁護士登録

現在、第一芙蓉法律事務所パートナー兼慶應義塾大学法科大学院教授

主に経営サイドの労働問題の処理、独占禁止法、私立学校法、無体財産権に関する法律（特許権、著作権等）の相談・対応等を中心に担当。

申込日：2015年 月 日

ビジネスセミナー「労働塾」<講師：浅井隆弁護士> 受講申込書  
8月27日（木）鹿児島市・天文館ビジョンホール

御社名	(フリガナ)		
ご住所	〒 一		
TEL	( )	FAX	( )
E-Mail	(よろしければメールアドレスをご記入ください)		
受講者名	所属部署・役職名	備考	
(フリガナ)			
(フリガナ)			
(フリガナ)			

◇何れかを○で囲んでください◇

- ご購読中の弊社発行の定期刊行誌：・労働基準広報・先見労務管理・労働安全衛生広報・建設労務安全・購読無し
- 労働調査会ビジネススクール会員：・個人会員・法人会員・非会員

1 申込方法 申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申し込みください。

2 支払方法 受付後、受講券と請求書・振込用紙をお送りいたします。開催日前日までにお振込みください。

◆受講料の割引特典について◆

「労働基準広報」「先見労務管理」「労働安全衛生広報」購読者様は、税抜価格から5,000円割引。

「建設労務安全」購読者様およびビジネススクール会員様は、税抜価格から3,000円割引。但し、労働調査会ビジネススクール法人会員は、3名様まで、各々税抜価格から3,000円割引いたします。

■キャンセルについてのご案内

お申し込み後のキャンセルは、テキスト・昼食・お飲み物等の準備の関係から**8月20日（木）までにご連絡ください。**  
それを過ぎてのご欠席の場合、テキスト等関係資料をご送付し、受講料を申し受けます。

■個人情報の取扱いについて

お預かり致しました個人情報は、書籍・定期刊行誌や講習会、セミナー、ビデオのご案内等限られた目的で利用させていただき、情報の取扱いにつきましては適正な保護に努めます。

申込書 労働調査会 九州支社／担当：西山、藤木 [TEL 092-713-1772] 〒810-0001 福岡市中央区天神3-9-25 東晴天神ビル

申込FAX：092-713-7064

安全衛生活動の活発化を図る方策としてその実施を促進することとしている危険予知活動定着のための

平成27年度（危険予知訓練）

# ゼロ災運動KYTトレーナー研修会

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

## 基礎2日間コース 鹿児島会場のご案内

日頃からゼロ災害全員参加運動（ゼロ災運動）の普及・定着にご理解ご協力を賜り御礼申し上げます。

ゼロ災運動は、「一人ひとりカケガエノナイひと」、この人間尊重の理念が、運動の出発点となります。つまり、この運動の最大の特徴は、「人を中心におく運動」だということです。これは、42年間全く変わらない原点です。いくら良いシステム、仕組みも、それを動かすのは人であることを忘れてはいけないと考えております。

企業を取り巻く社会環境が変化する今、改めて、KY活動、指差し呼称、健康KY、4S、といった職場風土を耕す道具の有効性を再認識し、全員参加で安全と健康を先取りし、明るく生き生きとした職場風土づくりを目指す、ゼロ災運動の普及・定着のために、研修会参加をお待ちしています。

第1回	【日程】	平成27年9月17日（木）～18日（金） 2日間	定員 78名
	【会場】	オロシティーホール（鹿児島市卸本町6-12 TEL 099-260-2111）	※駐車場あり
第2回	【日程】	平成27年12月3日（木）～4日（金） 2日間	定員 78名
	【会場】	ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元町14-3 TEL 099-254-3788）	※駐車場なし

【時間】 いずれも午前9時から午後5時まで（受付開始8時30分～）

【内容】 危険予知訓練活用技法（実技） いずれも参加者をチーム別に編成して討議します

KYT基礎4R法、ワンポイントKYT、自問自答カード1人KYT、問題解決4R法などを役割演技・金魚鉢方式によって体験学習します。

### 平成27年度中小規模事業場に対する研修会の割引サービスについて

以下の要件に全てあてはまる事業場に対して研修会の参加費を割引料金で受講できる制度があります。

- ①労災保険適用事業場 ②常時使用する労働者数が300人未満であること。
- ③労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の写し（労働基準監督署の受付印があるもの）を提出できること（監督署の受付印がない場合は領収書も併せて提出が必要）割引制度を利用した場合後日アンケートにご協力いただきます。

※本制度の利用において、不正または虚偽が判明した場合は、割引適用を取消し割引額の返還を求めることがあります。

### 【参加要領】

#### ●参加費

区分	正規料金	割引料金（注2）	備考
会員（注1）	22,630円	13,580円	参加費は1名分で資料代、昼食代、消費税を含みます。
一般（非会員）	24,690円	14,810円	

（注1）会員とは中央労働災害防止協会の賛助会員又は鹿児島県労働基準協会の会員事業場のことです。

（注2）割引料金の対象は常時使用する労働者数が300人未満であり、労災保険の適用事業場であることです。（申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。）

●申込締切日：8月21日（金）まで（期限までに定員になりました場合には締切れます）

●修了証：閉会時に修了証をお渡します。

#### ●申込方法

- ① 本案内書の「ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。  
参加証は、それぞれ開催日10日前頃送付いたします。
- ② 参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。  
請求書・領収書が必要な方は申込書の通信欄にご記入ください。

取引銀行 鹿児島銀行 本店

口座番号 当座預金 8526

口座名 （公社）鹿児島県労働基準協会

※ 振込手数料はご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方のご参加をお願い致します。

# 申し込み・問合せ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号

**FAX 099-226-3622**

## ゼロ災運動KYTトレーナー研修会申込書（鹿児島会場）

参加希望回 (○を付す)	第1回 9.17～18開催		第2回 12.3～4開催		事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input type="checkbox"/> 100～299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
ふりがな						業種	
事業場名							
所在地	〒 ( - )						
連絡担当者	フリガナ	所属			役職		
	氏名	電話			FAX		
参加者	フリガナ		所属・役職名		年代をご記入ください。		No.
	氏名				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
	男・女						
	フリガナ		所属・役職名		年代をご記入ください。		No.
氏名				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上			
男・女							
参加料は 月 日 1. 銀行振込 ※振込手数料はご負担をお願いします。 ¥ 円 2. 現金書留で送金				通信欄		受付	参加証

(注) 受付・参加証・No.には記入しないで下さい。

### ※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、右の□にチェックマークを記入してください。割引制度の利用を希望する 

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）」写し※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することがあります。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、右の□内にチェックマーク(√)を記入下さい。

同意しない

## 薩摩川内地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
小型移動式クレーン運転技能講習 ※川内支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0996-25-1377 FAX0996-25-1377	9/14~9/16	8/17~8/21	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

## 曾於地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
玉掛け技能講習 ※志布志支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL099-472-4877 FAX099-472-4833	10/6~10/8	8/31~9/4	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者

## 平成27年9月 講習開催のご案内

### 講習のご案内

鹿児島教習所実施分  
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2

問い合わせ・申込書取り寄せ先  
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

[鹿児島県労働基準協会] 検索

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
普通自動車運転免許証写し必要 フォークリフト運転	【全科目者】 9/7 ~ 9/11	8/3 ~ 8/7	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	【科目免除者】 9/7 ~ 9/8		【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
乾燥設備作業主任者	9/10 ~ 9/11	8/3 ~ 8/7	会員 12,392円 一般 13,392円	【受講資格】 ・乾燥設備の取扱作業に5年以上従事された方 等
玉掛け	9/14 ~ 9/16	8/17 ~ 8/21	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	9/16 ~ 9/18	8/17 ~ 8/21	会員 18,440円 一般 19,440円	
有機溶剤作業主任者	9/24 ~ 9/25	8/24 ~ 8/28	会員 12,824円 一般 13,824円	
車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 9/28 ~ 10/2	8/31 ~ 9/4	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円	
	【科目免除者】 9/28 ~ 9/29		【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
床上操作式クレーン運転	9/28 ~ 9/30	8/31 ~ 9/4	【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円	【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
クレーン運転	9/7 ~ 9/8	8/3 ~ 8/7	会員 16,770円 一般 20,010円	
ローラー運転	9/24 ~ 9/25	8/24 ~ 8/28	会員 16,820円 一般 20,060円	

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。  
2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。